

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第1回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、6番、柳岡 稔君、7番、松下 好君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、議会書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号について説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和2年3月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和2年4月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐より説明させていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は新規案9件となっております。

1 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2127の3番、ほか3筆、現況地目は田、面積は合計で4,035平米となっております。借り手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用、貸借期間は令和2年5月1日より5年間で、令和7年4月30日までとなっております。

2 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2113の2番、ほか3筆、現況地目は田、面積は合計で3,625平米となっております。借り手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用、貸借期間は令和2年5月1日より5年間で、令和7年4月30日までとなっております。

3 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、貸借借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2141の2番、現況地目は畑、面積は1,312平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

4 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は箕郷町柏木沢の方、貸借借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2211の2番、ほか1筆、現況地目は畑、面積は合計で3,330平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

5 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、貸借借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2230の1番、現況地目は畑、面積は2,155平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

6 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上野3629の5番、現況地目は畑、面積は1,983平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

3 ページをお開きください。

7 件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字中ノ前1595番、現況地目は畑、面積は1,291平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和

2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

8件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は高崎市新町の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下ノ前321の1番、ほか1筆、現況地目は畑、面積は合計で2,100平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

9件目の計画でございます。利用権を設定する貸し手は広馬場の方、賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下ノ前321の3番、現況地目は畑、面積は1,016平米となっております。借り手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年5月1日より3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

以降、4ページから12ページまで計画書の写しのほうを添付しております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 事務局より、議案第1号について説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について、説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

農用地利用配分計画(案)について。

榛東村長から別紙のとおり、照会があったので、意見を求める。

令和2年4月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。
議長 岡部課長補佐、説明願います。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用配分計画についてご説明をいたします。

14ページをご覧ください。

農地中間管理機構から、農用地利用配分計画（案）の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して借入希望者が適正であるか意見を伺うものです。

15ページをお開きください。

借入希望者は、農事組合法人群馬中央ファームです。借入れをする土地は、大字広馬場字井戸尻2127の3番、ほか7筆で面積は合計で7,660平米です。借入期間は5年で利用目的は水田利用です。作物といたしましては水稻を作付け予定とのことです。

また、法人として、認定農業者資格についても、取得済みとなっております。

以上当該農地の貸付けが適正かどうかご審議をお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第2号について、事務局から説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

3番、小川君。

小川委員 3番、農業委員の小川です。マスクをつけての質問ということで、ご容赦のほど、よろしく願いします。

担い手への農地の集積、集約に取り組むということなんですけども、今さら、ちょっとこんなこと聞いちゃうと、ちょっと、申し訳ないんですけども、今回の場合は集積計画が2万平米強ですかね。配分計画が700ということなんですけども、担い手への集積、集約のカウントというんですか、実績とすると、2万平米のほうの実績ということにカウントされるんでしょうか。

以上です。

議長 事務局。

ご説明いたします。

まず、中間管理を利用してのことなので、この7,660平米については、集積ということで、なります。

今回、利用集積計画のほうで、広馬場の方が多く土地を借り入れているんですけども、こちらの方、今のところ、前は、認定農業者等であったんですけども、

今回は認定農業者等で、担い手という扱いではないので、農地の集積にはカウントされないこととなります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 3番、小川君。

小川委員 3番、農業委員の小川です。

そうすると、中間管理機構を通しての利用権設定でなくても、担い手と位置づけられている人が借りた場合には、担い手の集積ということでカウントされるということですのでよろしいのでしょうかね。

議長 事務局。

先ほど、小川委員さんの言われたとおり、担い手として位置づけられている方が借りた場合は集積となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 3番、小川君。

小川委員 すみません、度々。もう一点いいですかね。今期、21期が来月で一応終わることなんですけれども、最初なったときに、21期については、新しく農業委員会制度になった初めての期ということで、29年10月のときに、農業委員会の農地の利用の最適の推進に関する指針ということで、指針を設けたわけなんですけれども、そのときに、担い手の集積とか、集約の数字とか、遊休農地の発生防止についての目標が出されていたわけなんですよね。

その5年後、平成33年と平成35年、令和で言うと、3年と5年の一応目標値で、令和3年については、集積目標が182ヘクタールですかね。28%、令和5年については、326で50%の目標を立てていると思うんですけれども、一応、21期、来月で終わるので、その中間報告というような形で、遊休農地の数字と、集積の数字、あるいは、新規就農者、ちょっと、なかなかないと思うんですけれども、そういった形の報告を願えればと思うんですけれども、一つ、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 事務局。

それでは、来月の定例会のときに、成果というか、今までのことを報告させていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

それでは、ほかに何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用集積配分計画(案)の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで岡部課長補佐の退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 競売農地買受適格証明願に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書16ページをお願いいたします。併せて、現地確認調書1ページをご覧ください。

議案第3号について、説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在、大字山子田字中野2004番の3です。地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は213平米でございます。権利関係は競売です。所有者は山子田の方です。願い出人は高崎市内の不動産業を営んでおります。

転用目的は、露天駐車場及び庭用地、転用理由は、高崎市内にて不動産業を営んでおります。価格及び立地条件がよいため、申請地を露天駐車場及び庭用地として利用したく申請します、というものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、競売期間は令和2年5月7日から14日となっております。今回の申請願いで買受適格要件を満たし、買受適格証明を交付することとなった場合、また、申請者が買受人となり、農地法第5条の許可申請が提出された場合、当該証明書交付時と事情が異なっていないと認めた場合、会長専決により、許可相当とすることになります。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。何か意見ございませんか。

推進委員3番、高橋君。

高橋委員 推進委員3番の高橋です。

ただいまの説明については、事務局のとおりでございます。

先ほどの現地確認調書の2ページをちょっと、ご覧いただきたいと思います。

場所については、若干補足をさせていただきますが、榛東総合グラウンドの西側、既にやきにくハウス丘とその上の宅地の間に位置しております。北面、それから、南面ともに、村道に囲まれたところです。

南側に排水溝がございますので、自然、榛東の排水が見込まれております。現状、そのまま、ここにありますが、雑種地ということなんですけれども、ほとんど、宅地に近いような状況で今まで推移してきたところだと思います。

担当地区の委員としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

2番、高橋君。

高橋委員 2番、農業委員、高橋です。

不勉強で申し訳ありません。適格証明なんですけれども、証明する項目っていうのは、何点か、重きを置く要点というのはあるんでしょうか。

議長 事務局長。

事務局長 説明申し上げます。こちら、買受適格証明なんですけど、要件とすれば、今後出てくる予定である5条申請での内容で問題がない場合で許可が適格であることを証明するものでございまして、今時点でこの買受適格証明というのが、入札をする権利を証明する内容となっております。これが証明が出た暁に、この法人については、入札の権利を得まして、その後、入札が確定となります。

今時点でいきますと、この人は、まず、買う資格をまだ持っていない状態になります。この入札が確定した後に、5条転用が出てきた暁にはまたその内容を審議、事務局のほうで審議させていただきまして、この内容と全く相違がないということでありましたら、会長専決という形でそのまま定例会には一切出さない形で権利申達という形で処理はさせていただきます。

本当にこの今後出てくる予定である内容を事前に審査する内容ということで、要件というのは、本当に5条転用と全く同じような内容とさせていただければと思います。

高橋委員 分かりました。

議長 高橋委員、よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり買受適格証明を交付するものといたします。

また、願出人が買受人となり、農地法第5条の許可申請が提出された場合、当確証明交付時に事情が異なっていないと認められた場合、会長専決により、許可相当とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。番号1番は会長専決により、農地法第5条の許可申請があった場合、許可相当として県知事に意見書を送付することといたします。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書17ページをお願いいたします。現地確認調書は5ページをご覧ください。

議案第4号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字新井字八幡583の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は99平米でございます。権利関係は所有権移転売買、譲渡人は新井の方で職業は会社員、譲受人は同じく新井の方で職業は会社員です。

転用目的は、露天駐車場用地、転用理由は、譲受人は申請地東側に居住しております。現在、自宅敷地内に4台の車両を駐車しておりますが、駐車スペースがぎりぎりであり、このたび申請地を駐車場として利用したく申請します。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいというものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございますか。

9番、浅見君。

浅見委員 9番、農業委員浅見です。

ただいま、議案第4号、①の内容は事務局長の説明のとおりです。

なお、周りの状況を説明しますと、現地確認の6ページ、7ページ、8ページご覧ください。周りの状況は一応、土地の格好自体が三角になってまして、新しく道路が開いたために、農地が寸断された端の方の農地でありまして、3面が要は道路に挟まれている、畑としては非常に使いにくいところなんで、西も東も南も全て道路に囲まれた土地になってます。

私としましては、許可相当と思いますので、皆さんご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号は2です。

農地の所在は大字新井字大川1150の1、地目は登記簿、現況ともに畑、権利関係は使用貸借です。貸付人は新井の方で、職業は無職、借受人も新井の方で、職業は会社員です。

転用目的は、一般住宅用地、施設等は一般住宅70.8平米、転用理由、借受人は現在実家近くのアパート借り入居しております。近い将来、住まいが手狭になることが推測されるため、自宅を建築したく祖母に相談したところ、借り受けられる運びとなりましたので、申請します。また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいというものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地でございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、推進委員、小山君。

小山委員 推進委員 4 番の小山でございます。

ただいまの議案第 4 号、2 番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございますけれども、若干周辺状況について、ご説明させていただきたいと思ます。

現地調書の 9 ページ、10 ページ、11 ページをお開き願いたいと思ます。

まず、申請地につきましては、マルコー西側のほうへ 200 メートルほど上がった十字路の角という場所になります。使用目的につきましては、一般住宅の建設ということで、使用賃貸というような形になります。

一応、南側と東側については、村道、北側と西側については一般住宅に面してございます。

そういった用地に、一般住宅を建設ということで、水道、下水等については、東側の村道の公共下水に接続、また、雨水等については、浸透枡を設置して、オーバーンについては、東側の側道に流すというような形で、用地が 1 種農地ということでもありますけれども、集落接続ということで、問題ないかというふうに思っております。

また、周辺の農地に与える影響ということで、道路を挟んで東側、南側に畑があるわけでございますけれども、先ほど言ったとおり、周辺農地に与える影響というようなことは本当はないというふうにおもわれますので、私といたしましては、許可相当ということで、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号 2 番は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号 2 は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号 3 について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号 3 について説明申し上げます。

番号 3、図面番号 3。

農地の所在は大字広馬場字八ノ海道 1026 の 1 でございます。地目は登記簿、現

況ともに田、面積568平米、権利関係は所有権移転、売買です。譲渡人は広馬場の方で、職業は農業、譲受人は山子田で、不動産業を営んでおります。

転用目的は、建て売り分譲住宅用地、施設等は建て売り分譲住宅51.96平米が2棟でございます。転用理由、譲受人は村内にて不動産業を営んでおり、幼稚園、小学校に近く、近隣市町村への交通の便も良いため、申請地を建て売り分譲住宅用地として利用したく申請します。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいというものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地でございます。

以上で3番の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、富澤君。

富澤委員 11番、農業委員の富澤です。

ただいまの案件は事務局の説明のとおりでございますけど、周辺状況をちょっとご説明いたします。

ただいまの案件の場所は、現地調書の12、13、14ページをお願いします。

申請地は、南小学校の東側というのかな、を下って行って、200メートルぐらいのところですか。周囲は北と南が道路に、西側が宅地、東側が水田でございます。雑排水は合併浄化槽でございます。周辺に及ぼす影響はないと思いますので、私としては、許可相当と思いますので、十分にご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 非農地証明交付承認についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書18ページ、現地確認調書15ページをご覧ください。

議案第5号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、1筆目の農地の所在は大字山子田字神田1079の2、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積が204平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字カンダ1079の4、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積が89平米でございます。所有者は山子田の方が2名と、渋川市の方、非農地の事由としては、昭和44年に住宅を建築して、以降宅地として利用していますので、証明願いますというものでございます。

備考ですが、証明の範囲、要件はその土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたもの、また、農振除外済みでございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員3番、高橋君。

高橋委員 推進委員3番、高橋です。

先ほどの議案第5号については、事務局の説明のとおりです。

若干というか、説明補足でさせていただきますと、およそ建物が建ってから、50年ぐらいを経過しております。もう既に農地としての復帰はまず考えづらいというところでありますので、地元委員といたしまして、承認相当とおもわれますので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認といたします。

ここで暫時休憩といたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉 会